

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和4年3月11日(2022.3.11)

【公開番号】特開2022-31427(P2022-31427A)

【公開日】令和4年2月18日(2022.2.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-030

【出願番号】特願2021-210246(P2021-210246)

【国際特許分類】

B 32B 27/00(2006.01)

10

B 32B 27/20(2006.01)

【F I】

B 32B 27/00 E

B 32B 27/20 Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月2日(2022.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材シート上に、艶消し剤を含有する第1樹脂層、前記第1樹脂層上に部分的に設けられた第2樹脂層、並びに前記第2樹脂層上に設けられた樹脂及び有機粒子を含む凸部をこの順に有し、

前記基材シートと前記第1樹脂層との間に絵柄模様層を有し、

前記絵柄模様層が冬目模様を有する木目柄であり、

前記木目柄の前記冬目模様以外の部分の上に、前記第1樹脂層より高い艶を有する前記第2樹脂層が設けられている、化粧シート。

30

【請求項2】

基材シート上に、艶消し剤を含有する第1樹脂層、前記第1樹脂層上に部分的に設けられた第2樹脂層、並びに前記第2樹脂層上に設けられた樹脂及び有機粒子を含む凸部をこの順に有し、

前記基材シートと前記第1樹脂層との間に絵柄模様層を有し、

前記絵柄模様層が導管模様を有する木目柄であり、

前記木目柄の前記導管模様以外の部分の上に、前記第1樹脂層より高い艶を有する前記第2樹脂層が設けられている、化粧シート。

40

【請求項3】

前記有機粒子の含有量が、前記凸部を形成する樹脂組成物の固形分の50質量%以下である、請求項1又は2に記載の化粧シート。

【請求項4】

前記有機粒子の含有量が、前記凸部を形成する樹脂組成物の固形分の2質量%以上である、請求項1～3のいずれかに記載の化粧シート。

【請求項5】

前記有機粒子の平均粒子径が15～50μmである、請求項1～4のいずれかに記載の化粧シート。

【請求項6】

前記凸部が設けられた面積が、前記第2樹脂層の面積の5～80%である、請求項1～5

50

のいずれかに記載の化粧シート。

【請求項 7】

前記第2樹脂層が艶消し剤を含む、請求項1～6のいずれかに記載の化粧シート。

【請求項 8】

前記第2樹脂層を形成する樹脂組成物の固形分の単位質量当たりに含まれる艶消し剤の質量が、前記第1樹脂層を形成する樹脂組成物の固形分の単位質量当たりに含まれる艶消し剤の質量より小さい、請求項7に記載の化粧シート。

【請求項 9】

被着材上に請求項1～8のいずれかに記載の化粧シートを有する化粧板。

【請求項 10】

成形樹脂層上に請求項1～8のいずれかに記載の化粧シートを有する加飾樹脂成形品。

10

20

30

40

50